

健生難発 0310 第 3 号
令和 7 年 3 月 10 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市 衛生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）」の一部改正について

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号。以下「告示」という。）の留意事項については、平成 26 年 12 月 18 日付け雇児母発 1218 第 1 号「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）」について（通知）」において示しているが、今般、告示の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内関係者、関係団体及び関係機関等に対する周知を徹底し、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。